

児童手当

チェック欄□

中学3年生までの子どもの養育者に支給されます。

児童の年齢	児童1人あたり月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

【所得制限】 所得制限額以上の場合、児童1人あたり月額5,000円
所得上限額以上の場合、支給なし

- ・ 出生日の翌日から15日以内に申請してください。
- ・ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
- ・ 公務員の方は、勤務先に申請してください。
- ・ 申請に必要なものなど、詳しくは市ホームページでご確認ください。

問合せ先 家庭子ども相談課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

出産育児一時金（出産費用の経済支援）

チェック欄□

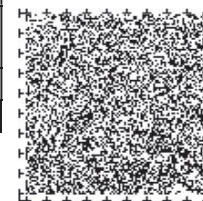
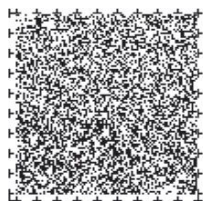
健康保険加入者に出産育児一時金が支給されます。出産する医療機関の窓口等で手続きが必要です。詳しくは、医療機関又は下記までお問い合わせください。

《国民健康保険加入の方》差額等が生じた場合の申請に必要なもの

- ① 出産した人および世帯主の健康保険証
- ② 出産した人および世帯主のマイナンバーがわかるもの
- ③ 世帯主の通帳
- ④ 出産費用の領収・明細書（産科医療補償制度の押印、又は有無の記載があるもの）
- ⑤ 直接支払制度利用の有無が記載されたもの
- ⑥ 死産あるいは流産の場合は在胎週数が記載された医師の証明書

問合せ先 健康保険課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

※ 国民健康保険以外の方は、加入している医療保険者へお尋ねください。



新生児・産婦訪問

保健師・助産師が訪問し、赤ちゃんの身体測定やお母さんの体調確認、子育ての相談に応じます。

対象 生後3か月までの赤ちゃんがいる家庭

問合せ先 こども子育てサポートセンター、各保健センター等

子育て応援給付金

新生児・産婦訪問後に5万円の給付金申請書をお渡しします。詳細は訪問時にご説明します。

問合せ先 こども子育てサポートセンター、家庭子ども相談課

新生児聴覚検査・産婦健康診査

新生児聴覚検査の受診票（助成券）、産婦健康診査（産後2週間と産後1か月）の受診票（助成券）を利用できます。指定の医療機関でご利用ください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

エンゼル支援訪問事業

（1）産前産後ヘルパー派遣（エンゼル応援隊）

産前産後で家事や育児が困難なとき、周りからの支援が十分に見込めない家庭を、経験豊富なヘルパー（エンゼル応援隊）が訪問し、サポートします。

対象期間	親子(母子)健康手帳交付後～出産退院後6か月以内（最高60日） ※ 多胎児や低出生体重児（2,500g未満）の場合は、2歳までに最高90日
利用時間	9時～17時（1日4時間まで） ※ 日曜・祝日、年末年始を除く
利用回数	1日1回 ※ 保育所・幼稚園への送迎は、1日2回利用可
利用料	1時間につき500円（生活保護世帯は無料）
申込期限	利用を希望する日の2日前まで ※緊急時を除く

※ 里帰り出産などで一時的に市内に滞在している場合は、滞在先の方の申込みと利用料負担で利用できます。

